

第51回衆議院議員総選挙・第27回最高裁判所裁判官国民審査 事務処理日程表

法：公職選挙法	運規：鳥取県選挙運動管理規程	1 国民審査の期日前が公示日翌日から開始(紫赤セル) ⇒直前に裁判官に変更等があれば從前どおりの取扱(青色文字)
自治法：地方自治法	放規：政見放送及び経歴放送実施規程	2 投開票事務・速報担当者会議は市町村書記長・事務担当者会議に統合。
令：公職選挙法施行令	審法：最高裁判所裁判官国民審査法	①比例代表分の選挙公報、審査公報の原稿は、電子データで受領(緑色セル) ②電子データで受領できない場合のみ紙原稿で受領(水色セル) ⇒①による方法を想定
公則：公職選挙法施行規則	審令：最高裁判所裁判官国民審査法施行令	
在則：在外選挙執行規則	審則：最高裁判所裁判官国民審査法施行規則	
選規：公職選挙法による選挙事務規程	審規：最高裁判所裁判官の氏名等の掲示に関する規程	

(解散：1月23日（金）、公示日：1月27日（火）、選舉期日：2月8日（日）)

年月日	曜日	公示前後	選挙期日前後	県委員会・選挙長・選挙分会長及び審査分会長が行う事項	担当者	市町村委員会・投票管理者及び開票管理者が行う事務	担当者
						投票結果速報 投票に関する書類の保存(令45) 開票開始(法65) 候補者の受理 不受理の決定(法66、令71) 投票の混同、点検、計数(法66、令72) 投票の効力の決定(法67) 得票数の朗読又は掲示(令73) 開票結果速報・報告(法6・68) 開票録の作成(法70) 選挙人名簿又は在外選挙人名簿の送付(令75) 点検済の投票等の送付(令76) 選挙人名簿、開票に関する書類等の保存(法71、令22の2・77)	委員会 委員会 開票管理者 開票管理者 開票管理者 開票管理者 開票管理者 開票管理者 開票管理者 開票管理者 開票管理者 開票管理者 開票管理者 委員会
R08. 02. 09	月	13	1	開票録受理(小選挙区・比例代表・国民審査)(県庁第二庁舎第22会議室)	選挙長 選挙分会長 審査分会長	開票録を県に持参(法66、令74、審法21)(県庁第二庁舎第22会議室)	委員会
R08. 02. 10	火	14	2	選挙会(小選挙区)(法77・80)(県庁第二庁舎第22会議室・西部総合事務所第2会議室) 当選人氏名等の報告(法101) 当選告知・告示(小選挙区)(法101) 当選証書附与・報告(小選挙区)(法105・108) 選挙分金(比例代表)(法77・80)(第二庁舎第22会議室) 審査分会(国民審査)(審法27・34)(第二庁舎第22会議室) 選挙録、選挙分会録、審査分会録の送付(令85、審令15)	選挙長 選挙長 委員長 委員長 選挙分金係 審査分会長 選挙長 選挙分会長 審査分会長		
R08. 02. 11	水	15	3	選挙分会録・審査分会録検収(総務省)(法81、審法29)	委員会		
R08. 02. 23	月	27	15	選挙運動費用収支報告期限(法189)			
R08. 03. 10	火	42	30	選挙訴訟提起期限(法204条)			
R08. 03. 12	木	44	32	当選訴訟提起期限(法208条)			